

## 公益社団法人 静岡県栄養士会 地域活動事業部 運営規程

### (総則)

第1条 本事業部運営規程は、定款細則第16条第3項に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 本事業部は、公益社団法人静岡県栄養士会（以下「県栄養士会」という。）地域活動事業部と  
いう。

### (目的)

第3条 本事業部は、地域住民を対象に栄養改善活動を展開することにより、県民の健康維持増進に寄  
与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本事業部は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 第3条に定める職域分野における管理栄養士・栄養士の専門性に関する事業
- (2) 第3条に定める職域分野における管理栄養士・栄養士の資質向上に関する事業
- (3) その他本事業部の目的を達成するために必要な事業

### (役員)

第5条 本事業部の円滑な運営を図るため、次の役員を置く。

- (1) 地域活動事業部長 1名
- (2) 幹事 若干名
- (3) 運営委員 若干名

2 地域活動事業部長は、本会理事のうちから選出する。

3 幹事は、本会理事がこれに当たる。

4 運営委員は、東部・中部・西部の地区ごとに本事業部会員の中から選出し、地域活動事業部長の推  
薦により県栄養士会長が委嘱する。

### (役員の職務)

第6条 地域活動事業部長は、本事業部を代表し会務を統括する。

2 幹事は、地域活動事業部長を補佐し、地域活動事業部長に事故あるときはその職務を代行する。

3 運営委員は、地域活動事業部長、幹事を補佐し会務を執行する。

### (任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任を妨げない。

### (会議)

第8条 会議は、運営委員会とし、次の事項を協議する。

- (1) 理事会で議決した事項
- (2) 理事会で検討すべき事項
- (3) その他、理事会で決議を要さない会務の執行に関する事項

### (会議の開催)

第9条 運営委員会は、地域活動事業部長が必要と認めたとき随時開催する。

(会議の議長)

第 10 条 会議の議長は、地域活動事業部長がこれに当たる。

(会議の決議)

第 11 条 運営委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費の支弁)

第 12 条 本事業部の経費は、県栄養士会事業費の活動費とその他の収入をもって支弁する。

(規程の変更)

第 13 条 この規程の内容に変更があった場合は、遅滞なく会長へ提出し、理事会の承認を得なければならぬ。

#### 附則

1 本事業部運営規程は、平成 25 年 10 月 27 日から施行する。